

抗がん剤による健康被害の救済制度の創設を

2012年5月29日

1 薬害イレッサ訴訟全面解決要求5項

「国は、抗がん剤による副作用を対象とする副作用被害救済制度を創設すること」

2 救済制度の歴史

スモン訴訟－制度創設

薬害エイズ・薬害ヤコブー生物由来製品感染被害救済制度の創設
薬害イレッサ－抗がん剤副作用被害救済制度の創設を!

3 薬害イレッサ訴訟－提訴から8年

副作用死者数847名(2012.3末)

イレッサ売上高(2002～2011推計)日本1385億・世界2922億
安全宣伝を信じた被害者は救済されないままでいいのか

4 抗がん剤等による健康被害についての救済に関する検討会

政府は昨年1月の和解拒否するが救済制度の創設を検討するとした
検討会 2011.6発足・2011.12(中間とりまとめ)
2012.4(第8回)

北欧諸国・フランス・ニュージーランドは抗がん剤の副作用も補償対象

5 がんだから除外は通用しない !

(1) 2012.5.25厚労コメント「判決内容いかんにかかわらず、・・・抗がん剤等による健康被害の救済に関する検討などの政策課題について、引き続き着実に実行していきます」

(2) がんを対象としたホルモン剤投与による副作用は現行救済制度で補償
→ がんだから除外は通用しない・制度創設を前提にした検討を 以上